

呉教総第1570号
令和7年11月26日

呉市PTA連合会
会長 磯道 忠男 様

呉市教育委員会
教育長 寺本 有伸



令和8年度教育予算に関する要望について（回答）

平素から学校教育行政, 社会教育行政につきまして御尽力賜り, 心より御礼申し上げます。
令和7年10月15日付けで提出されました標題の件につきまして, 別紙のとおり回答いたします。

1 環境整備について

(1) 空調設備の拡充について

【回答】(担当：学校施設課)

熱中症へのリスクが高まる中、学校体育館への空調整備につきましては、児童生徒と市民の命を守る対策として、早急に取り組むべき事業であると認識しています。

文部科学省においては、小中学校における学校体育館への空調設置率を令和17年度までに、95パーセントとする目標を掲げています。

呉市におきましては、全ての小中学校が避難所に指定されていることから、令和6年12月に文部科学省により創設された有利な財源である「空調設備整備臨時特例交付金」を活用し、当該交付金の対象期間である令和15年度までに、順次、整備していきたいと考えています。

令和7年度中に、5校分の実施設計業務を終えて、令和8年度には、この5校の整備工事を行う予定としています。

今後の年度別の整備数や整備順につきましては、体育館の目標使用年数が長い学校、地域のバランス、さらには、児童生徒数等を総合的に勘案し、計画的に整備していきたいと考えています。

また、空調設備の新設につきましては、普通教室や特別支援教室の増加に伴う場合の応急的な対応や、校舎の長寿命化改良工事に併せて実施することとしています。

なお、現在、空調設備が設置されていない日本語教室やカウンセリング室、進路相談室等につきましては、校舎の建替時や児童生徒数の減少に伴う余剰教室発生時に、利用頻度を考慮しながら、不要となった空調設備を移設していく予定です。

(2) 校舎、プールの点検と老朽化対策

【回答】(担当：学校施設課)

老朽化に伴う校舎の雨漏りや外壁の剥落、プールの内壁の剥離等につきましては、学校が実施する日常点検や、建築基準法第12条に基づく専門業者による点検等により、学校と連携を図りながら危険箇所を早期に発見し、早急な対応が必要な場合は、修繕により迅速に対応しています。外壁等の補修は、部分的な修繕では再度剥がれ落ちる恐れがあるため、危険部分の撤去と鉄筋の錆止め塗装のみ行っており、見た目よりも安全確保を優先しています。

こうした応急的な修繕では解決しない場合や、多額の費用を要するなど、修繕での対応が困難な場合には、工事のための予算を要求し、順次対応しており、老朽化の根本的な対策としては、中長期的な学校施設の保全に向けて、「呉市立学校施設長寿命化計画」に基づき、校舎等の改修を計画的に進めています。

また、現在、自校プールを使用している学校は27校、近隣の学校プールを使用している学校は3校、市営プールを使用している学校は4校、民間プールを使用している学校は1校あります。

築後30年以上経過しているものが全体の9割以上を占めており、プールの老朽化は著しい状況ではありますが、一度に多くのプールを大規模改修することが難しい状況にあります。そのため、各施設の立地条件や児童数等を勘案して、民間プールや市営プール活用を検討し、移動距離の短い学校プールにおいては、プールを集約化し改修を行うなど、改修・集約化計画に基づき、学校プールの環境改善を進めていきます。

屋外プールの屋根の設置、民間施設のプール及び外部の指導者の活用についても、今後、どのような活用方法が効果的か、引き続き研究していきます。

(3) A I型学習ドリル導入に伴う、保護者負担の軽減について

【回答】(小中一貫G)

A I型デジタルドリル「Q u b e n a」の使用料は、令和7年度以降については、教材費として保護者に負担をしていただいております。

一方で、教育委員会としましては、教材費等に係る保護者の経済的負担が今以上に増えることがないように、各学校に対し、教材費削減の検討を働きかけております。学校によって程度の違いはございますが、これまで紙で購入していたワークやドリル等の購入を減らし、「Q u b e n a」の活用を進めている学校が多くあると聞いております。

引き続き、保護者負担の軽減に向け、学校への働きかけを続けてまいります。

(4) タブレットの修理費用について

【回答】(担当：学校施設課)

令和8年度にタブレット端末を更新するに当たり、端末保護のため、衝撃吸収性及び耐久性に優れ、本体損傷や画面のひび割れなどが発生しにくいケースを導入し、タブレット端末を安全・安心に使用できる環境を整えたいと考えています。

なお、学校内で使用中に発生した故障や破損で善意無過失の場合は、引き続き、原則教育委員会で修理しますが、故意によるものや家庭での破損については、保護者に負担を求める場合があります。

修理費用負担額の軽減のため、部品交換等の少額での修理方法を検討するとともに、貸与開始時の端末の状態や、故障・破損が発生した状況を個別に確認し、学校と協議の上、適切に対応してまいります。

(5) 島しょ部の交通費負担について

【回答】(担当：教育総務課)

どの学校においても、修学旅行や野外活動の費用については、受益者負担の原則から参加者の保護者等が負担しています。そのため、安芸灘大橋の通行料金を市が負担することは、特定の学校にだけ経費の一部を負担することにつながり、公平な対応が困難になるため難しいと考えます。

(6) 学校給食施設の更新

【回答】(担当：学校施設課)

学校給食が抱える課題として、給食施設の老朽化、少子化に伴う給食施設の適正規模への対応があります。

これらの課題への早期対応として、既存給食施設を活用した親子調理方式を令和7年度までに整備しました。

今後は、親子方式等により全員喫食・食缶制給食を提供する中で、その効果などの検証を行い、少子化に対応した効率的で、児童生徒・保護者に喜ばれ、長期的に安全・安心な給食を提供できる体制について検討していきます。

(7) 冷水機の設置について

【回答】(担当：学校施設課)

冷水機の導入は、児童生徒の熱中症予防や水分補給の習慣化に効果があり、特に夏季における体育の授業や部活動時等での活用が期待されます。しかし、冷水機は共用設備であるため、感染症の拡大リスクもあることから、児童生徒の安全と健康を第一に考えながら導入を検討していきます。

2 人的支援の充実について

- (1) 教員配置の定数の柔軟配置について県教委への働きかけ、市として独自の加配措置の今後の展望

【回答】(教職員管理G)

学校の教職員の多くは県費負担教職員であり、広島県教育委員会が任命します。

しかしながら、広島県全体で教職員の絶対数が不足しているという状況があり、臨時的任用職員、会計年度任用職員についても、候補者が不足しています。

教職員の確保については、これまでも、広島県教育委員会に、定数に見合う教職員を配置するよう要望しています。特に、団塊の世代と呼ばれる教職員が大量退職を迎えたことから、広島県教育委員会は、新規採用者を確保することにより必要な教職員を補っているところですが、十分に追いついていません。呉市においては、引き続き、県に新規採用者数の増加及び教職員の定数確保を要望してまいります。

また、教職員一人一人が心身ともに健康を維持しながら働きがいをもって勤務できるよう、令和5年4月には「学校における働き方改革取組方針」を改定し、一層の取組を進めているところです。教職員の勤務時間等の実態把握に努めるとともに、「学校の業務改善に係るアンケート」の結果等を踏まえ、引き続き「学校における働き方改革」を推進してまいります。

併せて、児童生徒へのきめ細かな指導・支援の実現に向け、呉市独自の加配講師である教育推進加配講師及び小中一貫教育推進加配講師の配置を継続してまいります。

- (2) 学校教育指導補助員、特別支援学級指導員の配置

【回答】(担当：学校安全課)

学校教育指導補助員については、各学校の実態に応じて呉市立学校34校に60名配置しております。また、特別支援学級指導員については、各学校の実態に応じて呉市立学校35校に56名配置しております。さらに、医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する呉市立学校1校に、医療的ケア看護職員を2名配置しております。

今後とも、各学校の状況把握を的確に行い、実態に応じた適切な配置に努めてまいります。

また、相談先についても、校長会等を通して、教職員へ周知してまいります。

- (3) 日本語が十分に話せない、理解できない保護者と児童生徒への対応

【回答】(小中一貫G)

現在、日本語指導を必要とする児童が多く在籍する小学校2校に日本語指導学級を設置し、担当教員がグループ指導や個別指導を行っています。また、日本語指導学級が設置されていない学校で、日本語指導が必要な児童生徒に対しては、日本語指導のための講師(非常勤)が広島県教育委員会により配置され、一人一人の児童生徒の実態や状況に応じて編成した教育課程を基に、指導を進めているところです。

さらに、通訳や翻訳など学習・生活に関する支援等を行う「人権教育相談員」を学校教育課に1名配置し、児童生徒及び保護者への支援を行っています。

また、学校が外国人児童生徒やその保護者等とのコミュニケーションを図る際、広島県教育委員会が行っている音声翻訳機(ポケトーク)の貸出し事業を活用しています。

そうした取組に加え、令和6年度からは、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学級の担任等をオンラインでつなぎ、取組の交流や悩み相談等を行う「日本語指導オンライン相談会」を実施するとともに、交流会の様子を各校に伝える「日本語指導通信」を発行し、市全体で日本語指導が充実するよう取り組んでいます。

今後も、児童生徒一人一人に応じた教育活動、進路指導等の充実に努めてまいります。

(4) ICT支援員の配置について

【回答】(小中一貫G)

呉市立全ての小中学校に1人1台タブレット端末を導入した令和3年度当初から、教育委員会ではICT支援員を配置し、各学校における活用が進むよう様々な支援を行ってきました。各学校に対して実施したアンケートに対し、ICT支援員の派遣によって自校のICT活用の推進に効果があったと回答した学校は多数あります。

引き続き、学校のニーズを的確につかみながら、ICT支援員による支援を進めてまいります。

(5) スクール・サポート・スタッフの配置

【回答】(教職員管理G)

今年度当初、小学校28校、中学校16校、義務教育学校1校、計45校に教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)が、広島県教育委員会により配置されました。

教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)は、主に印刷業務や環境整備の業務を行っており、教職員の負担軽減への配置効果が高いことから、呉市教育委員会としては、次年度以降も配置を継続・拡大するよう、県教育委員会に要望するとともに、県の取組の成果と課題を参考に、呉市独自の教員業務支援員の配置について研究を進めてまいります。

(6) 教職員のメンタルヘルス対策

【回答】(教職員管理G)

各学校では、教職員の健康管理や時間外在校等時間の縮減に向け、在校等時間管理システムを活用し、教職員の勤務時間を把握し、適正な勤務時間管理を行っています。

また、呉市立学校職員健康管理システムに基づき、管理職が日常的に授業観察や面談等を行い、教職員個々の健康状態を把握し、長時間にわたり疲労の蓄積があると思われる教職員がいるときには、医療機関と連携して診断を受けるよう声を掛けたり、週に一度一斉定時退校日を設けて、全教職員が早く帰宅するよう促したりしています。

さらに、令和元年度から全ての教職員を対象に実施している「学校の業務改善に係るアンケート」や、令和4年7月から希望する教職員に対して行っている、服務規律やメンタルヘルスに係る記事の配信など、取組を継続しているところです。

なお、令和7年度には、メンタルヘルス不調者を出させない職場環境づくりや精神疾患による病休者・休職者が安心して職場に復帰できる職場環境づくりを実現するため、広島県教育委員会が主催する管理職を対象にした職場環境改善研修を、全ての呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長が受講しています。

今後もこれらの取組の一層の充実に努めてまいります。

(7) 英語力向上のため、専門性のある人材活用

【回答】(小中一貫G)

グローバル化や国際化が進む中、英語教育の重要性を認識しております。

義務教育段階の英語教育につきましては、学習指導要領では、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4技能にわたってバランスよくコミュニケーションを図る資質・能力を育成することが示されております。

そうした中、呉市では、とりわけ「話すこと」「聞くこと」に力を入れ、取組を進めております。

まず、外国語活動及び外国語の授業を充実させるために、ALT 16名及び加配講師5名を配置しております。

また、これまで呉市では、児童生徒がALTとの活動や会話を楽しむイングリッシュ・デイや、テーマに沿ってALTと会話するオンライン英会話を実施してきました。

さらに、広島県教育委員会による研究指定事業として、オールイングリッシュを基本とし、教科書を5回繰り返す「5ラウンドシステム」や、海外校とオンラインでつなぐ『英語で教室から世界とつながる』プラットフォーム事業の指定を受け、取組を進めております。

そして、AI型デジタルドリル「Qubena」の活用も図っております。「Qubena」では、令和6年10月より「英語スピーキング判定機能」が新たに実装されました。これにより、児童生徒の英語の発音をAIが判定し、ネイティブに近い発音ができるよう即座にフィードバックすることが可能となりました。

さらに、令和7年度は、文部科学省による「AIの活用による英語教育強化事業」の研究指定を、白岳中学校が受けております。

これは、会話練習や言語活動の充実、個々の児童生徒の興味関心を踏まえた個別最適な教材の作成等において幅広くAIを活用し、教師やALT等による指導とAI活用との効果的な組合せとなるモデルの構築を目指すものです。

引き続き、児童生徒が英語で自分の気持ちや考えを表現する言語活動の充実を図り、ICTも効果的に活用しながら、外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成するとともに、国や県の事業も活用しながら、児童生徒の英語力の向上を図ってまいります。

(8) 生徒指導員の適切な配置

【回答】(担当：学校安全課)

生徒指導員については、児童生徒の指導上の諸課題の未然防止や効果的な指導の援助を行うため、令和7年度は拠点校11校に各1名を配置しております。

今後も、各学校の状況把握を的確に行い、実態に応じた適切な配置に努めてまいります。

(9) 運動部活動における専門性のある指導員の配置

【回答】(担当：学校安全課)

部活動の地域展開に向けて、呉市では、令和5年度からハンドボール部、令和7年度から陸上競技部及び剣道部において、専門性や資質を有する指導者を休日に派遣し、合同部活動を実施しております。

また、令和7年度、部活動の地域展開の推進を図るため、広島文化学園大学・同短期大学と覚書を締結し、大学の強化指定クラブに所属している学生を、希望する呉市立中学校等に派遣しています。

今後も国や広島県の動向に注視しつつ、取り組んでまいります。

(10) 学校司書の十分な活用

【回答】(小中一貫G)

現在、全ての呉市立小学校、中学校及び義務教育学校を対象として、学校司書17名を配置し、貸出しサービスや環境整備、蔵書管理等を行い、学校図書館の充実に向けた取組を進めています。また、国語科や総合的な学習の時間の授業における調べ学習等で学校図書館を活用した学びができるよう、教員と学校司書の連携を進めています。それらの取組の充実に向けて、昨年度に引き続き、学校司書を対象にした研修を複数回実施し、各校での取組の共有や、学校図書館整備の実地研修等を行っています。

学校司書の配置により、教職員の負担軽減や児童生徒への図書の貸出し冊数の増加などの効果が見られることから、次年度も配置を継続していきたいと考えています。新しい本の拡充や図書管理システムの導入については、関係課と連携し、対応を検討してまいります。

(11) 学校主事の適正な配置

【回答】(教育総務課)

児童生徒が安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を継続するために、学校主事の必要性や有用性は認識しています。

引き続き、常勤職員を含めた学校主事の体制が継続的に運営できるよう検討していきたいと考えています。

3 不登校児童生徒への支援について

(1) 学校に足が向かなくなっている児童生徒の学校・家庭・地域での居場所づくり

【回答】(担当：学校安全課)

不登校等児童生徒への支援として、生徒指導員や呉市スクールカウンセラー、呉市スクールソーシャルワーカーを児童生徒の実態に応じて配置しております。また、不登校等児童生徒が安心できる居場所として、令和元年度から広島県教育委員会の指定を受け、校内の適応指導教室としてスペシャルサポートルームを設けており、令和7年度は、小学校2校、中学校3校に設置しております。

また、令和5年度から呉市の新規事業として、校内適応指導教室を設置し、令和7年度は小学校4校、中学校4校に支援員を配置しました。支援員による児童生徒一人一人の状況に応じた学習支援や家庭訪問などを通して、不登校等児童生徒の学校や社会とのつながりを確保するとともに、相談できる力や自分の強みを知り生かす力など、社会的自立に向けた支援の充実を図っているところです。

また、令和7年度には、「いいばしょサポーター事業」として、学校の要望に応じて、広島国際大学の学生等を各校へ派遣し、不登校等児童生徒への支援の援助を行っています。

その他、呉市内3か所にある呉市教育支援センターの利用や広島県不登校支援センターの事業であるスクール“S”の活用についても進めております。

今後も、不登校の未然防止及び不登校等児童生徒の社会的自立に向けた支援の強化・充実を図ってまいります。

(2) 不登校児童生徒等に対応する専門職員の増員

【回答】(担当：学校安全課)

不登校の要因や背景は多様であることから、不登校等児童生徒の個別の状況を的確に把握し、個別の支援につなげていく必要があると考えております。現在、呉市では、3名の呉市スクールカウンセラー及び4名の呉市スクールソーシャルワーカーを、学校の要請に応じて派遣しております。また、令和6年度からは呉市教育委員会事務局にスクールカウンセラーを1名常駐させ、児童生徒、保護者、教職員に対する面談や学校訪問での相談活動等を行っています。

今後も、学校からの要請に迅速かつ的確に応じ、児童生徒への心理的支援や児童生徒を取り巻く家庭と福祉をつなげるなど、組織的な支援体制の充実を図ってまいります。

(3) 不登校児童生徒に対して、情報通信技術（ICT）の更なる活用

【回答】（担当：学校安全課・学校教育課）

現在、不登校等児童生徒の学習の保障のために、学校が保護者や児童生徒と相談した上で、実態に合わせてオンライン授業や学習課題の送受信を行っています。また、学校と児童生徒・保護者の連絡ツールとしてタブレット端末を活用している場合もあります。

また、A I型デジタルドリルでは、児童生徒一人一人の理解度や学習のつまずき等の学習状況を、教員用タブレットで把握できるようになっています。

引き続き、学習データの利活用を進めることにより、不登校等児童生徒を含め、個別最適な学びの実現を図ってまいります。

4 防災について

(1) 警戒警報の周知等

【回答】（担当：学校安全課）

令和7年度も呉の学校教育の重点施策の一つに「防災教育の深化」を掲げ、地域の災害のリスクを踏まえた実践的な防災教育を通して、こどもたち一人一人に「自分の命は自分で守る力」の育成をしております。また、「呉市教育振興基本計画」においても、令和8年度までに「自分が住む地域に起こりやすい災害について理解している」児童生徒、「災害時に避難する場所や避難の仕方について理解している」児童生徒の割合が100%となるよう取り組んでいるところです。

防災訓練については、各学校において地域の実情に応じ、地域や関係機関等と連携した防災訓練を実施しております。今後も、Jアラート発令時等、様々な災害を想定した防災訓練を地域と共に実施することができるよう、家庭や地域を巻き込んだ防災教育に取り組んでまいります。

(2) 学校の防災環境

【回答】（担当：学校安全課）

呉市では、「土砂災害対応携帯マニュアル」及び「地震・津波対応携帯マニュアル」を作成し、呉市立小・中・義務教育学校の全児童生徒に配付しております。マニュアルの裏面には校区のハザードマップを示し、児童生徒が適切に避難行動がとれるよう指導しております。また、常時ランドセル等に携帯することでいつでも確認できるようになっています。

今後も継続してハザードマップを活用した指導の徹底を図るとともに、災害が発生し通常の避難が困難となった場合には、迅速に保護者に情報が伝わるように学校に周知してまいります。

非常食については、呉市危機管理課が学校に非常食や防災用品等を備えておりますが、今後も備蓄が充実するように関係課と連携してまいります。

また、賞味期限・使用期限が近づいている非常食や防災用品の活用について、関係課と連携し、検討してまいります。

5 学校通学について

(1) 遠距離等通学費補助制度

【回答】（担当：教育総務課）

遠距離等通学費補助制度は、児童生徒の円滑な通学手段の確保のために実施してお

り、通学路の実状もしっかり踏まえながら、今後も継続してまいります。

また、スクールバスについては、遠距離通学する児童生徒を対象として、路線バスがない地域や路線バスがあっても乗車人数が多く安全に通学することが困難な地域に導入しています。

(2) 児童生徒の安全意識の向上や通学路の危険箇所の改善支援

【回答】(担当：学校安全課)

通学路については、児童生徒の通学の安全確保を図るため、地域、保護者、学校が連携し、通学路の安全点検を定期的を実施しております。学校は、点検結果を基に、必要に応じて改善要望書を作成し、呉市教育委員会へ提出します。呉市教育委員会は、改善要望書に基づき、関係機関等による合同点検を通して、危険要因を明らかにし、交通安全対策を講じております。今後も、児童生徒がより安全に通学できるように迅速かつ適切にハード面での安全対策を実施してまいります。

また、児童生徒の交通マナーや交通ルールの遵守等のソフト面についても、学校だよりなどを通じて保護者へ周知するとともに、警察等へ依頼し、交通安全教室を実施するなどして交通安全に係る意識の高揚を図ってまいります。

なお、新校舎建て替えに伴い、仮設校舎を利用する児童の通学路については、通学路の危険箇所の把握をし、関係機関と協議を行い、児童が安全に通学できるよう通学路の安全確保に努めているところです。

今後も、学校及び関係機関と連携をし、通学路における児童生徒の安全確保に努めてまいります。

(3) 公共交通機関を利用する当該児童生徒の通学やクラブ活動後の帰路

【回答】(担当：教育総務課)

危険な通学路については、一部公共交通機関を利用することを可にしております。今後も引き続き児童生徒が安全に通学できるよう道路管理者と連携するとともに、研究してまいります。

また、公共交通機関を利用して通学している児童生徒が通学に支障を来すことのないよう、バス路線や便数、学校の教育活動に応じたダイヤ編成など、交通事業者及び関係課と今後も綿密に調整してまいります。

また、土日祝日の学校行事等の時間に合わせた通学手段の確保につきましても、これまでも交通事業者との事前調整や臨時便の運行により対応しており、今後も通学に支障を来さないよう取り組んでまいります。

6 安全確保及び防犯について

(1) ICT等の情報モラル教育の充実

【回答】(担当：学校教育課)

呉市では、児童生徒が適切にICT等を活用できるよう、タブレット端末導入当初から様々な教職員研修を実施してきました。中でも、児童生徒が情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方や態度を養う「情報モラル教育」については、昨年度と同様、初任者と各校1名以上の受講者を対象に研修を実施することで、指導の充実を図っています。

なお、児童生徒に配付しておりますタブレット端末には、家庭学習や屋外学習の際にも児童生徒が安全に使用できるようフィルタリングソフトを導入し、学習に関係のないホームページや有害なサイトへの接続制限を行っております。

タブレット端末やスマートフォン等を児童生徒が適切に利用し、情報化社会を主体的に生きるための資質・能力を身に付けていくため、引き続き「情報モラル教育」の充実に向けた教職員の研修を実施するとともに、保護者の方への啓発にも取り組んでまいります。

(2) 学校内の防犯カメラ・学校周辺の増設

【回答】(担当：学校施設課)

防犯カメラについては、全ての呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の正門や学校敷地の出入口に設置しており、校舎の配置や形状、避難経路、危険要因の有無や、児童生徒の個人情報保護など学校と協議の上、各学校の実態に応じて適切に設置しています。

また、連絡用インターフォンについては、小学校は普通教室と特別支援学級、中学校は特別支援学級に設置することを基本としており、既にインターフォンが設置されている学校については、校舎建設時に整備されたものです。全ての呉市立小学校、中学校及び義務教育学校へのインターフォン整備には多額の経費が必要なため、今後も校舎建設の際に整備を検討してまいります。

なお、危険発生時における情報共有システムについては、教職員用タブレット端末等のICT機器を活用したシステム等について、引き続き研究してまいります。

7 児童生徒の学習・運動意欲及び能力向上について

(1) 市内全小学校、中学校及び義務教育学校にトップアスリートを派遣

【回答】(担当：学校安全課)

「トップアスリート派遣事業」については、体育の授業において、令和元年度から6年間で全ての呉市立小学校に派遣する計画（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）としており、中学校の運動部活動においても派遣を行う予定としております。今年度も、東京オリンピックに出場されたエディオンの木村文子氏、広島県を本拠地としている広島サンダーズ、広島ドラゴンフライズ、広島東洋カープの選手などを講師として派遣しております。引き続き、派遣団体や講師との派遣日程等の調整を行い、小学校体育の授業や中学校の運動部活動にトップアスリートを派遣したいと考えております。

(2) 児童生徒の資格取得の援助について

【回答】(担当：学校教育課)

日本漢字能力検定や、実用英語技能検定、実用数学技能検定といった資格取得を目指すことは、児童生徒の学習意欲を高め、主体的に学習に取り組む態度の醸成に一定の効果があると考えます。一方、どの検定試験を受験するかは、児童生徒個人及びその保護者個別の判断によるものであることから、受益者負担の観点に立てば、受験料の援助については慎重な判断が必要になるとも考えられます。今後、他市町の状況等について情報収集をする等、研究してまいります。